

安全で健康、そしてゆとりある快適職場づくりを
サポートする渋谷労働基準協会

労務管理講習会

無料

雇用均等行政の重点説明会

～労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が改正されました～

改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が令和7年6月11日に公布されました。新たに、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクハラ対策が義務化され、女性活躍のさらなる推進に向け、101人以上の企業に公表義務を拡大し、情報公表の必須項目も拡大いたします。

また、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するための必要な措置を努力義務化することとなります。

本説明会では、この法律を所管している東京労働局雇用環境・均等部及び支援機関である東京産業保健総合支援センターの担当者から説明を行います。

日時	令和7年12月10日(水)13:30~15:50		
方法	オンライン開催 (Zoom ウェビナーにて配信)		
内容	(1) トピックス (2) カスハラ等ハラスメント対策の義務付けについて (3) 女性活躍の推進について (4) 改正育児・介護休業法について (5) 治療と仕事の両立支援の推進について	東京労働局雇用環境・均等部長 東京労働局雇用環境・均等部 東京労働局雇用環境・均等部 東京労働局雇用環境・均等部 東京産業保健総合支援センター	
参加費	無料	定員	200名
申込方法 申込先	<p>① メールによる申込 次のメールアドレスに、講習会名、事業場名、所在地、各地区の労働基準協会会員又は非会員の表記、連絡先担当者名、電話番号、受講者名、受講者のメールアドレスを記載いただき12月3日(水)までにメールをお送りください。受付について返信します。 mitaweb@mita-roukikyo.or.jp</p> <p>② FAXによる申込 裏面「申込書」により、12月3日(水)までに（一社）三田労働基準協会あて、お申し込みください。受付について参加者メールアドレスに返信します。</p>		
その他	この講習は、渋谷労働基準協会、三田労働基準協会、大田労働基準協会、品川労働基準協会、新宿労働基準協会の共催により開催し、幹事は三田労働基準協会です。		

受付日		整理番号	
-----	--	------	--

雇用均等行政の重点説明会 申込書

(実施日 : 2025年12月10日(水) 13:30~)

申込先 三田労働基準協会事務局 あて

メールアドレス mitaweb@mita-roukikyo.or.jp

Fax. 03-3451-7692

事業場名			
所在 地			
電 話		会員・非会員の別 (○を付けて下さい)	<ul style="list-style-type: none"> ・三田協会・品川協会 ・大田協会・渋谷協会 ・新宿協会・会員以外
申込担当者 氏 名			
参 加 者	氏 名		
	メールアドレス (必須)	(わかりやすく記入してください)	

- 注 : ① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。
 ② 参加者名簿は、東京労働局雇用環境・均等部、公正取引委員会に提供いたします。
 雇用環境・均等部、公正取引委員会においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」により適切に取り扱います。
 ③ 参加URLは、9月30日までに参加者メールアドレスあてにお知らせします。